

航空保安業務処理規程 第4 運航情報業務処理規程 II 運航援助情報業務 (V) 運航監督 A 運航許可等 一部改正 新旧対照表

改正案	現行
<p>(V) 運航監督</p> <p>A 運航許可等 1～8 (略)</p>	<p>(V) 運航監督</p> <p>A 運航許可等 1～8 (略)</p>
<p>9 法第79条ただし書の規定による許可事務(場外離着陸場における離着陸の許可)</p> <p>本条は、航空機が飛行場以外の場所(以下本条において「離着陸場」という。)において離陸し、又は着陸する場合の法第79条ただし書の規定による許可事務について規定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請</p> <p>a 申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする空港事務所長(以下本条において「管轄事務所長」という。)に対し、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行わせなければならない。なお、申請は様式6-10により行わせることができる。</p> <p>b aの規定にかかわらず、垂直離着陸飛行機又は回転翼航空機に係る申請であって、緊急を要するものについては、以下の区分によりファクシミリ又は電話により申請させることができる。</p> <p>(a) ファクシミリによる申請</p> <p>ア 事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合</p> <p>イ 事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合</p> <p>ウ 公的業務遂行のため緊急を要する場合</p> <p>エ その他特に緊急を要する場合</p> <p>(b) 電話による申請</p> <p>ア 「事故及び災害」が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合</p> <p>イ 緊急着陸後の再離陸を行う場合</p> <p>(b)の場合にあつては、氏名、使用機材、飛行目的、離着陸の場所、その周辺状況等を記録簿(様式6-10-1)に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。</p> <p>また、緊急着陸後の再離陸を行う場合は、事後に再離陸に至った状況を報告させなければならない。</p> <p>c a及びbの規定にかかわらず、災害対策基本法第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領」(平成23年10月20日付、国空航第305号)に従うものとする。この場合であっても、必要事項をb(b)イに定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。</p> <p>d aからcまでの規定にかかわらず、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物</p>	<p>9 法第79条ただし書の規定による許可事務(場外離着陸場における離着陸の許可)</p> <p>本条は、航空機が飛行場以外の場所(以下本条において「離着陸場」という。)において離陸し、又は着陸する場合の法第79条ただし書の規定による許可事務について規定する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請</p> <p>a 申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする空港事務所長(以下本条において「管轄事務所長」という。)に対し、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行わせなければならない。なお、申請は様式6-10により行わせることができる。</p> <p>b aの規定にかかわらず、回転翼航空機に係る申請であって、緊急を要するものについては、以下の区分によりファクシミリ又は電話により申請させることができる。</p> <p>(a) ファクシミリによる申請</p> <p>ア 事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合</p> <p>イ 事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合</p> <p>ウ 公的業務遂行のため緊急を要する場合</p> <p>エ その他特に緊急を要する場合</p> <p>(b) 電話による申請</p> <p>ア 「事故及び災害」が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合</p> <p>イ 緊急着陸後の再離陸を行う場合</p> <p>氏名、使用機材、飛行目的、離着陸の場所、その周辺状況等を記録簿(様式6-10-1)に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。</p> <p>また、緊急着陸後の再離陸を行う場合は、事後に再離陸に至った状況を報告させなければならない。</p> <p>c a及びbの規定にかかわらず、災害対策基本法第24条第1項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第28条の2第1項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める「災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領」(平成23年10月20日付、国空航第305号)に従うものとする。この場合であっても、必要事項をb(b)イに定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。</p> <p>d aからcまでの規定にかかわらず、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物</p>

改正案	現行
<p>(本邦の領域内に在るものに限る。)において離陸し、又は着陸しようとする航空機に係るものは地方航空局長に対し、公海上にある船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする航空機に係るものは国土交通大臣に対し申請させなければならない。</p> <p>e～f (略)</p> <p>g aの申請書には、bからdまでの場合を除き、離着陸場の略図として次のものを添付させなければならない。</p> <p>(a) 離着陸地帯(特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域をいう。以下本条において同じ。)の実測図(接地帯(垂直離着陸飛行機及び回転翼航空機の離着陸地帯の一部であって、離陸のための浮揚又は着陸のための接地を行うのに必要な区域をいう。以下本条において同じ。)、安全区域(離着陸地帯からの逸脱による航空機の損傷を軽減するために必要な区域をいう。以下本条において同じ。))又はProtected Side Slope(以下本条において「PSS」という。)(離着陸時における横方向の不測の挙動に対処するため、離陸方向又は着陸方向の側面の空間を保護する表面をいう。以下本条において同じ。)を設ける場合には、その実測図を含む。)</p> <p>(b) 離着陸地帯の最近の路面の状況(てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等)を示す図</p> <p>(c) 進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さを示す図</p> <p>(d) 人又は家屋の密集の程度を示す図</p> <p>h・i (略)</p>	<p>(本邦の領域内に在るものに限る。)において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものは地方航空局長に対し、公海上にある船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものは国土交通大臣に対し申請させなければならない。</p> <p>e～f (略)</p> <p>g aの申請書には、bからdまでの場合を除き、離着陸場の略図として次のものを添付させなければならない。</p> <p>(a) 離着陸地帯(特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の矩形部分をいう。以下本条において同じ。)の実測図(接地帯(回転翼航空機の離着陸地帯の一部であって、離陸のための浮揚又は着陸のための接地を行うのに必要な区域をいう。以下本条において同じ。))を設ける場合には、その実測図を含む。)</p> <p>(b) 離着陸地帯の最近の路面の状況(てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等)を示す図</p> <p>(c) 進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さを示す図</p> <p>(d) 人又は家屋の密集の程度を示す図</p> <p>h・i (略)</p>
<p>(3) 許可基準</p> <p>飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げるa及びbの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。</p> <p>なお、本条の許可は、これにより被許可者に対し土地の使用権を取得させるものではないため、他人の土地を離着陸場として使用するときは、その土地の所有者又は管理者の承諾が必要であることは当然のことであるので、許可に当たっては、申請者に対して当該土地を使用する権限を有していることを確認の上、許可するものとする。</p> <p>a 離着陸地帯等の要件 (削る)</p> <p>(a) 飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)の離着陸の用に供する場合 離着陸地帯等の規格は、法及び施行規則に定める設置基準又は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (略)</p> <p>(b) 回転翼航空機(マルチローターを除く。)の離着陸の用に供する場合 離着陸地帯等の規格は、法及び施行規則に定める設置基準又は次に掲げる基準に適合するものでなければ</p>	<p>(3) 許可基準</p> <p>飛行目的を有効に達成するため、当該離着陸場を使用することがやむを得ない場合であって、かつ、当該離着陸場が次に掲げるa及びbの基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。</p> <p>なお、本条の許可は、これにより被許可者に対し土地の使用権を取得させるものではないため、他人の土地を離着陸場として使用するときは、その土地の所有者又は管理者の承諾が必要であることは当然のことであるので、許可に当たっては、申請者に対して当該土地を使用する権限を有していることを確認の上、許可するものとする。</p> <p>a 離着陸地帯等の要件 離着陸地帯等の規格は、法及び施行規則に定める設置基準又は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(a) 飛行機の離着陸の用に供する場合 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(b) 回転翼航空機の離着陸の用に供する場合 (新設)</p>

改正案		現行								
<p>ならない。 ア～ウ (略)</p> <p>(c) 垂直離着陸飛行機又はマルチローターの離着陸の用に供する場合 離着陸地帯等の規格は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>		<p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p>								
離着陸地帯	<table border="1"> <tr> <td>位置及び方向</td> <td>(a) に同じ。</td> </tr> <tr> <td>長さ及び幅</td> <td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図9）をいう。以下本条において同じ。）の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>表面</td> <td>十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。</td> </tr> <tr> <td>接地帯</td> <td>長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値の0.83倍のいずれか大きい値以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。 ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。</td> </tr> </table>	位置及び方向	(a) に同じ。	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図9）をいう。以下本条において同じ。）の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。	表面	十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。	接地帯	長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値の0.83倍のいずれか大きい値以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。 ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。	
位置及び方向	(a) に同じ。									
長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値（垂直離着陸飛行機又はマルチローターが離陸又は着陸態勢にあり、回転翼又はプロペラが回転している場合、水平面上で当該機の投影面（回転翼又はプロペラの回転範囲を含む。）を包括する最小円の直径（別図9）をいう。以下本条において同じ。）の1.5倍のいずれか大きい値以上であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。									
表面	十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。									
接地帯	長さ及び幅は、使用機の飛行規程等に規定されている値又はD' 値の0.83倍のいずれか大きい値以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は2%であること。 強度は使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。 形状については、別図10のとおりとする。 ただし、離着陸に際し離着陸地帯に接地しない場合は、接地帯は不要とすることができる。									
安全区域	<p>範囲は、離着陸地帯の縁から3メートル又は使用機のD' 値の0.25倍のいずれか大きい値以上であること。 表面のこう配は、離着陸地帯から外側に向かって低くなる場合は可能な限り航空機の損傷を軽減できるこう配であるか、外側に向かって高くなる場合は4%以下であること。形状については、別図10のとおりとする。</p>									
PSS	<p>転移表面を不要とする場合は、1分の1のこう配を有する別図11に示すPSSを少なくとも一つ設定し、PSSの上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域端を同表面の底辺とする。</p>									
進入区域及び進入表面	<p>進入区域及び進入表面は、原則として別図12のとおりとする。なお、安全区域が円形の場合は、安全区域の直径と同じ長さで、進入方向に直交して安全区域の円に外接する直線を進入表面の底辺とする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、別図13によることことができる。 進入表面は、原則として8分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。 使用機の性能に応じ進入区域の長さを短縮する場合にあっては、進入表面のこう配は、進入表面の内側底辺を含む水平面から進入表面の外側底辺を含む水平面までの高さが152.5mとなる進入表面のこう配以下とする。</p>									

改正案		現行
<p>転移表面</p> <p>転移表面は、2分の1以下のこう配を有する別図12に示す表面とし、転移表面の上に出る高さの物件がないこと。なお、安全区域が円形の場合は、進入方向に平行して安全区域の円に外接する直線を転移表面の底辺とする。ただし、離着陸に際して横方向への移動が計画されない場合は、転移表面は不要とすることができる。</p>		<p>b 安全対策等の要件</p> <p>安全対策としては、次の措置が講じられていなければならない。なお、騒音、砂塵等による被害のおそれもあるので地元の了解を得るよう指導することが望ましい。</p> <p>(a) 標識等の設置</p>
<p>b 安全対策等の要件</p> <p>安全対策としては、次の措置が講じられていなければならない。なお、騒音、砂塵等による被害のおそれもあるので地元の了解を得るよう指導することが望ましい。</p> <p>(a) 標識等の設置</p>		
<p>ア 飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)の用に供する場合</p> <p>離着陸地帯には、離着陸を行う飛行機が明瞭に視認できる滑走路中心線標識、滑走路末端標識及び滑走路縁標識が設けられ離着陸地帯の近傍に風向指示器が設置されていること(ただし、設置することが著しく困難である場合にはこの限りではない。)</p>		<p>ア 飛行機の用に供する場合</p> <p>離着陸地帯には、離着陸を行う飛行機が明瞭に視認できる滑走路中心線標識、滑走路末端標識及び走路縁標識が設けられ離着陸地帯の近傍に風向指示器が設置されていること(ただし、設置することが著しく困難である場合にはこの限りではない。)</p>
<p>イ 回転翼航空機(マルチローターを除く。)の用に供する場合</p> <p>離着陸地帯には、離着陸を行う回転翼航空機が明瞭に視認できる離着陸地帯の境界線を示す標識及び接地帯標識((1)b(a)イ及びウならびに(1)b(b)イ(イ)に規定する場合に限る。)が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること(ただし、設置することが不可能又は著しく困難である場合にはこの限りではない。)</p> <p>夜間において離着陸する場合には、灯火施設を別表1のとおり配置及び点灯すること。ただし、(1)b(a)ウに規定する場合にあっては、境界灯は接地帯の周囲に配置すること。</p>		<p>イ 回転翼航空機の用に供する場合</p> <p>離着陸地帯には、離着陸を行う回転翼航空機が明瞭に視認できる離着陸地帯の境界線を示す標識及び接地帯標識((1)b(a)イ及びウならびに(1)b(b)イ(イ)に規定する場合に限る。)が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること(ただし、設置することが不可能又は著しく困難である場合にはこの限りではない。)</p> <p>夜間において離着陸する場合には、灯火施設を別表のとおり配置及び点灯すること。ただし、(1)b(a)ウに規定する場合にあっては、境界灯は接地帯の周囲に配置すること。</p>
<p>ウ 垂直離着陸飛行機又はマルチローターの用に供する場合</p> <p>離着陸地帯には、離着陸を行う垂直離着陸飛行機又はマルチローターが明瞭に視認できる離着陸地帯及び接地帯の境界線を示す標識が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること。(ただし、設置することが不可能又は著しく困難である場合にはこの限りではない。)</p> <p>夜間において離着陸する場合には、灯火施設を別表2のとおり配置及び点灯すること。なお、離着陸地帯内に配置する場合は、離着陸地帯内の最高点の高さから5cmの高さ、安全区域内に配置する場合は、離着陸地帯内の最高点の高さから25cmの高さに対して突出させないこと。</p>		
<p>(b)～(e) (略)</p> <p>(4) 許可期間</p> <p>a 飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)に係るものについては、原則として15日以内とする。</p> <p>b aの規定にかかわらず、(3)の許可基準に規定された事項について状況変化が少ないと認められる場合は、1月を限度として包括的に許可することができる。</p> <p>c 垂直離着陸飛行機又は回転翼航空機に係るものについては、原則として3ヶ月以内とする。</p> <p>d 回転翼航空機(マルチローターを除く。)に係るものであって、当該離着陸場において6月以上の許可</p>		<p>(b)～(e) (略)</p> <p>(4) 許可期間</p> <p>a 飛行機に係るものについては、原則として15日以内とする。</p> <p>b aの規定にかかわらず、(3)の許可基準に規定された事項について状況変化が少ないと認められる場合は、1月を限度として包括的に許可することができる。</p> <p>c 回転翼航空機に係るものについては、原則として3ヶ月以内とする。</p> <p>d 回転翼航空機に係るものであって、当該離着陸場において6月以上の許可実績があり、その間安全上の</p>

改正案	現行
<p>実績があり、その間安全上の問題を生じていない場合であって、次の要件を全て満足する場合には6月を限度とし包括的に許可することができる。</p> <p>(a) 同一の飛行目的により同一場所において離着陸を行うものであること。</p> <p>(b) 使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(c) 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。</p> <p>e 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、1年を限度とし包括的に許可することができる。 <u>ただし、(c)及び(d)については垂直離着陸飛行機又はマルチローターを除く。</u></p> <p>(a) 当該離着陸場において飛行場に準じた管理が行われている場合</p> <p>(b) 次の要件を全て満足する場合。ただし、<u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u>に係るものについては、ア及びイの要件を除く。</p> <p>ア 当該離着陸場が市街地でないこと。</p> <p>イ 当該離着陸場において3月以上の許可実績があり、その間安全上の問題を生じていないこと。</p> <p>ウ 管理者(離着陸が行われる期間、当該場所において、離着陸地帯等の保守・管理を行う者をいう。)が存し、離着陸のための適正な管理を維持する体制がとられていること。</p> <p>エ (3)の許可基準に規定された基準について状況変化が少ないと認められること。</p> <p>(c) 回転翼航空機に係るものであり、かつ、災害時(災害時を想定した訓練を実施する場合を含む。)に限定して使用する場合。ただし、使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(d) 航空運送事業者若しくは航空機使用事業者が、運航規程等において空港等以外の場所で離着陸を行う場合の方法等を定めている場合又は国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察若しくは地方公共団体の消防機関が、航空局長が適切であることを確認している運航マニュアルに従った、空港等以外での離着陸を行う場合。</p>	<p>問題を生じていない場合であって、次の要件を全て満足する場合には6月を限度とし包括的に許可することができる。</p> <p>(a) 同一の飛行目的により同一場所において離着陸を行うものであること。</p> <p>(b) 使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(c) 許可期間内であっても申請時から状況の変化があった場合には速やかに報告し、改めて申請を行うこととなっていること。</p> <p>e 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、1年を限度とし包括的に許可することができる。</p> <p>(a) 当該離着陸場において飛行場に準じた管理が行われている場合</p> <p>(b) 次の要件を全て満足する場合。ただし、<u>回転翼航空機</u>に係るものについては、ア及びイの要件を除く。</p> <p>ア 当該離着陸場が市街地でないこと。</p> <p>イ 当該離着陸場において3月以上の許可実績があり、その間安全上の問題を生じていないこと。</p> <p>ウ 管理者(離着陸が行われる期間、当該場所において、離着陸地帯等の保守・管理を行う者をいう。)が存し、離着陸のための適正な管理を維持する体制がとられていること。</p> <p>エ (3)の許可基準に規定された基準について状況変化が少ないと認められること。</p> <p>(c) 回転翼航空機に係るものであり、かつ、災害時(災害時を想定した訓練を実施する場合を含む。)に限定して使用する場合。ただし、使用前に、現況点検表を用いて申請時から状況の変化がないことを確認することとなっていること。</p> <p>(d) 航空運送事業者若しくは航空機使用事業者が、運航規程等において空港等以外の場所で離着陸を行う場合の方法等を定めている場合又は国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察若しくは地方公共団体の消防機関が、航空局長が適切であることを確認している運航マニュアルに従った、空港等以外での離着陸を行う場合。</p>
<p>(5) 許可手続</p> <p>a 離着陸地帯等の現地踏査の実施等</p> <p>(a) <u>飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)</u>の離着陸の用に供する離着陸場について最初に許可を行う場合には、現地踏査を実施し、許可基準に適合するか否かについて確認を行うものとする。</p> <p>(b) (a)の場合以外の場合であっても、処分の適正を期するため必要があると認められるときは、現地踏査の実施、現場写真の提出等の方法により離着陸場が許可基準に適合することについて確認を行うものとする</p> <p>b～c (略)</p>	<p>(5) 許可手続</p> <p>a 離着陸地帯等の現地踏査の実施等</p> <p>(a) <u>飛行機</u>の離着陸の用に供する離着陸場について最初に許可を行う場合には、現地踏査を実施し、許可基準に適合するか否かについて確認を行うものとする。</p> <p>(b) (a)の場合以外の場合であっても、処分の適正を期するため必要があると認められるときは、現地踏査の実施、現場写真の提出等の方法により離着陸場が許可基準に適合することについて確認を行うものとする</p> <p>b～c (略)</p>
<p>別図—1 <u>飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)</u>の場合の離着陸地帯の有効長及び必要滑走路長略図 (9-(3)-a-(a)) (略)</p>	<p>別図—1 <u>飛行機</u>の場合の離着陸地帯の有効長及び必要滑走路長略図 (9-(3)-a-(a)) (略)</p>
<p>別図—2 <u>飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。)</u>の場合の進入区域、進入表面、転移表面略図 (9-(3)-a-(a)) (略)</p>	<p>別図—2 <u>飛行機</u>の場合の進入区域、進入表面、転移表面略図 (9-(3)-a-(a)) (略)</p>
<p>別図—3 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u>の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図</p>	<p>別図—3 <u>回転翼航空機</u>の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図</p>

改正案	現行
(一般9-(3)-a-(b)-ア) (略)	(一般9-(3)-a-(b)-ア) (略)
別図—4 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (一般9-(3)-a-(b)-アただし書き-進入区域、進入表面の変形) (略)	別図—4 <u>回転翼航空機</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (一般9-(3)-a-(b)-アただし書き-進入区域、進入表面の変形) (略)
別図—5 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u> の場合の転移表面の略図 (一般9-(3)-a-(b)-アただし書き-転移表面) (略)	別図—5 <u>回転翼航空機</u> の場合の転移表面の略図 (一般9-(3)-a-(b)-アただし書き-転移表面) (略)
別図—6 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (特殊地域9-(3)-a-(b)-イ) (略)	別図—6 <u>回転翼航空機</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (特殊地域9-(3)-a-(b)-イ) (略)
別図—7 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (特殊地域9-(3)-a-(b)-イ ただし書) (略)	別図—7 <u>回転翼航空機</u> の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図 (特殊地域9-(3)-a-(b)-イ ただし書) (略)
別図—8 <u>回転翼航空機(マルチローターを除く。)</u> の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図 (防災対応離着陸場9-(3)-a-(b)-ウ) (略)	別図—8 <u>回転翼航空機</u> の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図 (防災対応離着陸場9-(3)-a-(b)-ウ) (略)

別図-9

垂直離着陸飛行機又はマルチローターの投影面を包括する最小円の直径 (D' 値)
(9-(3)-a-(c))



別図-10

垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の離着陸地帯、接地帯、安全区域の形状
(9-(3)-a-(c))

離着陸地帯

- a: 飛行規程等に規定されている長さ、又は1.5D'値のいずれか大きい値以上
- b: 飛行規程等に規定されている幅、又は1.5D'値のいずれか大きい値以上

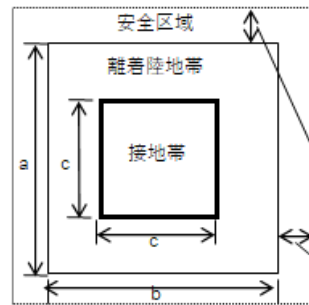
接地帯

- c: 飛行規程等に規定されている値、又は0.83D'値のいずれか大きい値以上

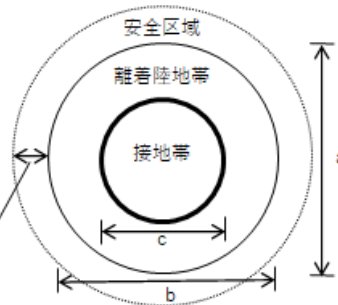
安全区域

- d: 離着陸地帯の縁から3.0m又は0.25D'値のいずれか大きい値以上

矩形



円形



(新設)

(新設)

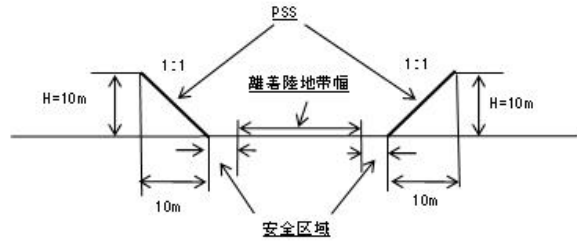
改正案

現行

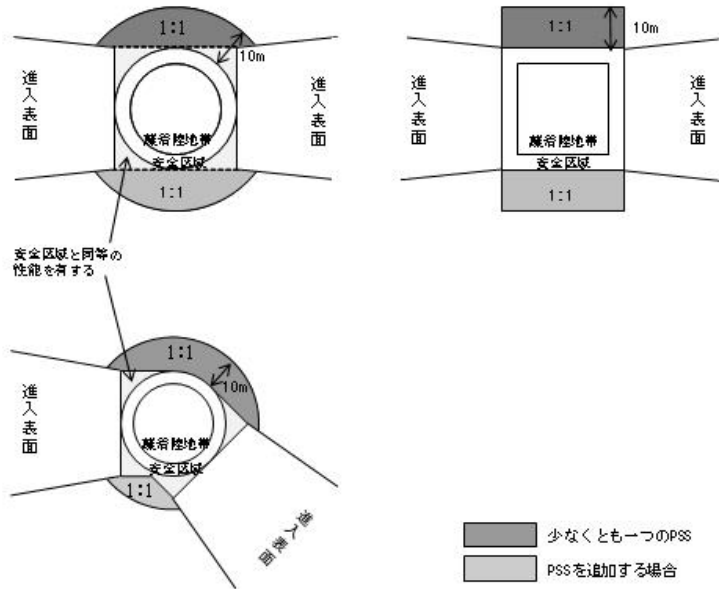
別図-11

垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合のProtected Side Slope(PSS)の略図
(9-(3)-a-(c))

※断面図



※平面図 (例)



※PSSの下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。
なお、安全区域端を同表面の底辺とする。

(新設)

改正案

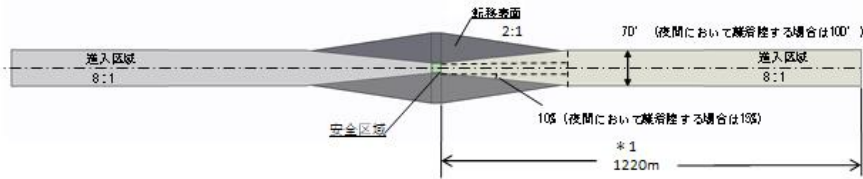
現行

(新設)

別図-12

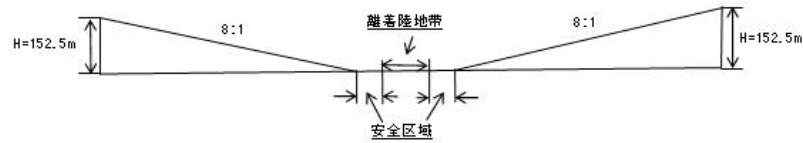
垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面、転移表面
(9-(3)-a-(c))

①平面図



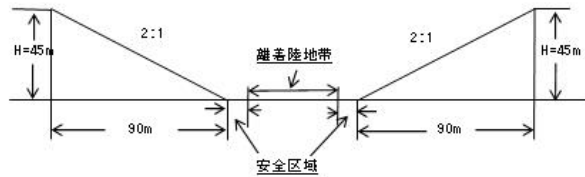
*1 進入区域の長さは、飛行規程等に定める上昇・旋回性能および障害物との安全間隔を考慮して短縮することができる。

②進入表面断面図

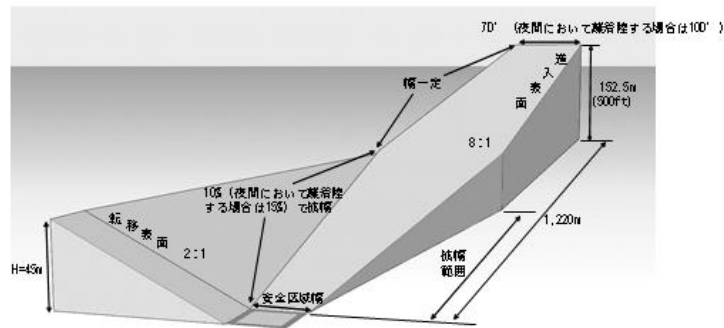


※進入表面と転移表面の下限は、離着陸地帯内の最高点の高さの水平線を安全区域端に平行移動して設定する。

③転移表面断面図



④立体図



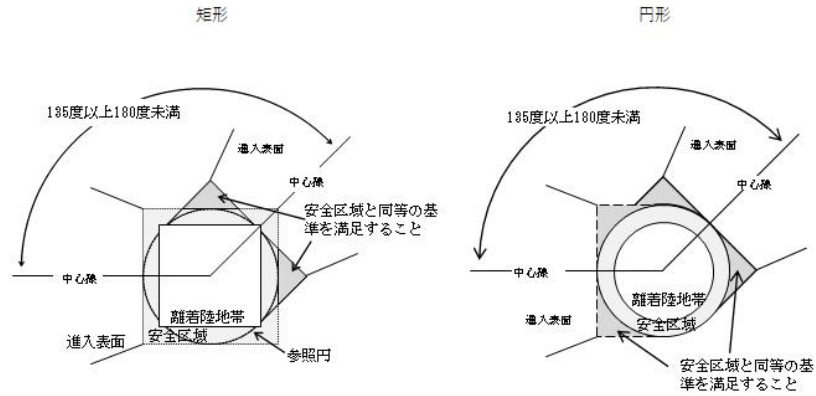
改正案

現行

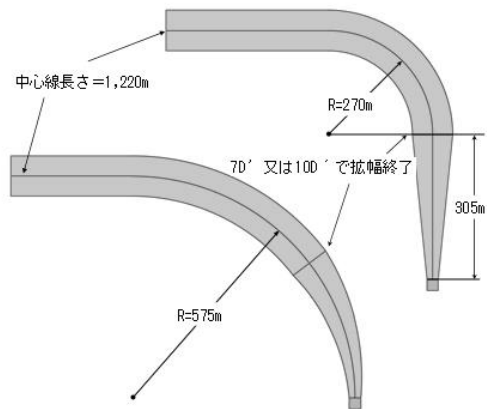
別図-13

垂直離着陸飛行機又はマルチローターの場合の進入区域、進入表面の略図
(9-(3)-a-(c)ただし書-進入区域、進入表面の変形)

①進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



②わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



曲線区間を有する進入表面を設定する場合、進入表面の内側底辺を起点とする直線区間の長さ(S)と曲線区間の曲線半径の合計は575m以上とし、曲率半径は270m以上とする。また、2つ以上の曲線区間を有する場合、曲線区間同士の間隔に150m以上の直線区間を設ける。

$S+R \geq 575 \text{ m}$

ここで、S: 直線区間の長さ (m)

R: 曲線区間の曲線半径 (m)、 $R \geq 270 \text{ m}$

(新設)

改正案

別表 1

名称	設置の基準	配置	灯光等	光度等
飛行場 灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する航空機の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方全ての方向から見えるように設置すること。	航空白の閃光。 閃光は、0.8秒の間に0.5ミリ秒以上2ミリ秒以下の閃光を等間隔に4回繰り返し、1.2秒間休止するものであること。	実効光度 2,500 カンデラ以上。
風向灯	必要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも300mの上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものを設置すること。風向指示器は、長さ2m以上、径0.6m~0.2m以上であること。		
着陸区域 照明灯	進入方向が交差する場合で、2方向の離着陸地帯を包括する区域の強度が一定でない場合に必要(図1)。	離着陸地帯の周辺であって、航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	航空可変白の不動光。	離着陸地帯の中心における法線照度 10 ルクス以上。
境界灯	必要。	離着陸地帯の境界線から1.5m以内で15m以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること(図2)。 2方向の離着陸地帯の場合は、包括する矩形に同様に設置すること(図3)。	航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	10カンデラ以上。
境界 誘導灯	①周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合に必要。 ②進入方向が交差する場合に必要。 ③進入方向が一方の場合に必要。	①離着陸経路と離着陸地帯の境界線とが交差する付近から6m以内でその経路に直交する直線上に離着陸経路に対し対称に3m以下のほぼ等間隔に3灯以上設置すること(図4)。 ②交差する進入経路の場合、片側に3灯以上、他の側に5灯以上設置すること。進入側の離着陸地帯の境界線から6m以内に設置すると、包括する矩形の境界灯の内側となる場合には、当該境界灯から外側1.5m以内に設置すること(図5) ③一方進入の場合、その方向のみに3灯以上設置すること(図6)。	航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	境界灯の光度の50%以上。
点灯の 基準	着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続すること。			

現行

別表

名称	設置の基準	配置	灯光等	光度等
飛行場 灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する回航要航空機の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方全ての方向から見えるように設置すること。	航空白の閃光。 閃光回数は1分間に30~60回	実効光度 3,800 カンデラ以上。
風向灯	必要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも300mの上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものを設置すること。風向指示器は、長さ2m以上、径0.6m~0.2m以上であること。		
着陸区域 照明灯	①屋上の場合必要。 ②進入方向が交差する場合で、2方向の離着陸地帯を包括する区域の強度が一定でない場合に必要(図1)。	離着陸地帯の周辺であって、航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	航空可変白の不動光。	離着陸地帯の中心における法線照度 10 ルクス以上。
境界灯	必要。	離着陸地帯の境界線から1.5m以内で15m以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること(図2)。 2方向の離着陸地帯の場合は、包括する矩形に同様に設置すること(図3)。	航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	10カンデラ以上。
境界 誘導灯	①周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合に必要。 ②進入方向が交差する場合に必要。 ③進入方向が一方の場合に必要。	①離着陸経路と離着陸地帯の境界線とが交差する付近から6m以内でその経路に直交する直線上に離着陸経路に対し対称に3m以下のほぼ等間隔に3灯以上設置すること(図4)。 ②交差する進入経路の場合、片側に3灯以上、他の側に5灯以上設置すること。進入側の離着陸地帯の境界線から6m以内に設置すると、包括する矩形の境界灯の内側となる場合には、当該境界灯から外側1.5m以内に設置すること(図5) ③一方進入の場合、その方向のみに3灯以上設置すること(図6)。	航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	境界灯の光度の50%以上。
点灯の 基準	着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続すること。			

改正案

現行

別表 2

別表 2

(新設)

名称	設置の基準	配置	灯光等	光度等
飛行場 灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する航空機の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方全ての方向から見えるように設置すること。	航空白の閃光。 閃光は、1.2秒の間に0.5ミリ秒以上 2ミリ秒以下の閃光を3回と0.4秒の閃光を1回発し、1.2秒間休止するものであること。	実効光度 2,500カンデラ以上。
風向灯	必要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも200mの上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものを設置すること。風向指示器は、長さ2.4m以上、径0.3m～0.6m以上であること。		
着陸区域 照明灯	接地帯境界灯を設置しない場合必要。	航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	接地帯の表面を照明し、かつ、航空機にまぶしさを与えないものであること。	平均水平照度10ルクス以上、均音度8:1以下。
離着陸 地帯境界 灯	離着陸地帯と接地帯がほぼ一致する場合を除き必要。	離着陸地帯が矩形の場合は、離着陸地帯の境界線の縁に50m以下の等間隔で各頂点を含む各辺に4個以上設置すること。離着陸地帯が円形の場合は、離着陸地帯の境界線の縁に5m以下の等間隔で10個以上設置すること(図7)。	航空白または航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	100カンデラ以上。
接地帯 境界灯	着陸区域照明灯を設置しない場合必要。	接地帯の外縁から1.5mの範囲内に、5m以下の等間隔に設置し、接地帯が矩形の場合は、各頂点を含む各辺に4灯以上設置する。接地帯が円形の場合は、14灯以上設置するとともに、進入方向の45度の範囲内の設置間隔は、境界誘導灯が設置され進入方向が明らかになる場合を除き、規定の1/2とする。(図7)。	航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方の全ての角度及び全ての方向から見えるものであること。	30カンデラ以上。
境界 誘導灯	接地帯境界灯が円形かつ進入方向の45度の範囲内の設置間隔を規定の1/2で配置する場合を除き、①②のいずれかに該当する場合必要。 ①周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合 ②進入方向が交差する場合	離着陸地帯、安全区域及び直近の適切な表面のいずれか又は複数の区域内に、飛行経路に沿った直線上に合計距離6m以上で3灯以上を等間隔に設置し、灯火の間隔は1.5m以上3m以下とする。(図8)。	航空白の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方の全ての角度及び全ての方向から見えるものとする。	30カンデラ以上。
点灯の 基準	着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続すること。			

改正案	現行
図1～6 (略)	図1～6 (略)
<p>図7</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>図8</p> <div style="text-align: center;"> </div>	<p>(新設)</p>
10～16 (略)	10～16 (略)
B 外国航空機に係る立入検査(ランプインスペクション)の実施 (略)	B 外国航空機に係る立入検査(ランプインスペクション)の実施 (略)

改正案	現行																																																
様式1-1 ~ 様式5 (略)	様式1-1 ~ 様式5 (略)																																																
<p>(法第60条ただし書、法第79条ただし書、法第81条ただし書及び法第89条ただし書関係) 様式6-1</p> <p>航空交通管制用自動応答装置の不装備航行許可申請書 飛行場外離着陸許可申請書 最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書 物件投下届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿</p> <table border="1" data-bbox="152 438 840 635"> <tr> <td>氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>航空交通管制区及び航空交通管制圏において航空機が航空交通管制用自動応答装置（ＡＴＣトランスポンダ）を装備しないで航行することについて、航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、及び最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第60条ただし書、同法第79条ただし書及び同法第81条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>また、航空機から物件を投下することについて同法第89条ただし書の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="112 826 900 1412"> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通事項</td> <td rowspan="3">航空機</td> <td>型 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 記 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">飛行計画の概要</td> <td>飛行の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 路</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操縦者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 格</td> <td>定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用</td> </tr> </table>	氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名		緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号		共通事項	航空機	型 式		国 籍		登 録 記 号		飛行計画の概要	飛行の目的		日 時		経 路		操縦者	氏 名		資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用	<p>(法第60条ただし書、法第79条ただし書、法第81条ただし書及び法第89条ただし書関係) 様式6-1</p> <p>航空交通管制用自動応答装置の不装備航行許可申請書 飛行場外離着陸許可申請書 最低安全高度以下の高度での飛行許可申請書 物件投下届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿</p> <table border="1" data-bbox="1220 459 1908 655"> <tr> <td>氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>航空交通管制区及び航空交通管制圏において航空機が航空交通管制用自動応答装置（ＡＴＣトランスポンダ）を装備しないで航行することについて、航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、及び最低安全高度以下の高度で飛行（低空飛行）することについて、航空法第60条ただし書、同法第79条ただし書及び同法第81条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p>また、航空機から物件を投下することについて同法第89条ただし書の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1176 847 1964 1433"> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通事項</td> <td rowspan="3">航空機</td> <td>型 式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 記 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">飛行計画の概要</td> <td>飛行の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経 路</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操縦者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 格</td> <td>定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用</td> </tr> </table>	氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名		緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号		共通事項	航空機	型 式		国 籍		登 録 記 号		飛行計画の概要	飛行の目的		日 時		経 路		操縦者	氏 名		資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用
氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名																																																	
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号																																																	
共通事項	航空機	型 式																																															
		国 籍																																															
		登 録 記 号																																															
	飛行計画の概要	飛行の目的																																															
		日 時																																															
		経 路																																															
	操縦者	氏 名																																															
		資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用																																														
氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名																																																	
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号																																																	
共通事項	航空機	型 式																																															
		国 籍																																															
		登 録 記 号																																															
	飛行計画の概要	飛行の目的																																															
		日 時																																															
		経 路																																															
	操縦者	氏 名																																															
		資 格	定 期 ・ 事 業 用 ・ 自 家 用																																														

改正案		現行	
	飛行方式の区分	計器飛行方式・有視界飛行方式	
法 第 60 条 関 係	装備することのできないATCトランスポンダのモード及び数量	式	
	ATCトランスポンダを装備することができない理由		
	無線電話の装備状況	式	
法 第 79 条 関 係	離着陸の日時		
	離着陸の場所		
	離着陸の場所の概要	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場内の区域）を示す実測図	
	所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること	離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
		進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
離着陸を行う理由			
場外離着陸場において離着陸に関し事故を防止するための措置			
	飛行方式の区分	計器飛行方式・有視界飛行方式	
法 第 60 条 関 係	装備することのできないATCトランスポンダのモード及び数量	式	
	ATCトランスポンダを装備することができない理由		
	無線電話の装備状況	式	
法 第 79 条 関 係	離着陸の日時		
	離着陸の場所		
	離着陸の場所の概要	離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の矩形部分）を示す実測図	
	所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること	離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図	
		進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図	
離着陸を行う理由			
場外離着陸場において離着陸に関し事故を防止するための措置			

改正案

法 第 81 条	低空飛行を行う経路及び高度 <small>（低空飛行を行う経路及び高度を表示するほか、右に掲げる図面を添付すること。）</small>	経路上の飛行高度を示す平面図。低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度を示す図。		
	低空飛行を行う理由			
保 同 乗 者	氏名			
	同乗の目的			
法 第 89 条	飛行高度			
	物件投下の目的			
	投下物件の概要	名称		
		形状（規格）		
重量				
その他参考となる事項				

現行

法 第 81 条	低空飛行を行う経路及び高度 <small>（低空飛行を行う経路及び高度を表示するほか、右に掲げる図面を添付すること。）</small>	経路上の飛行高度を示す平面図。低空飛行を実施する地点又は地域、利用可能な不時着陸地点及び低空飛行実施地点から利用可能な不時着陸地点に至るまでの間における障害物並びに人又は家屋の密集の程度を示す図。		
	低空飛行を行う理由			
保 同 乗 者	氏名			
	同乗の目的			
法 第 89 条	飛行高度			
	物件投下の目的			
	投下物件の概要	名称		
		形状（規格）		
重量				
その他参考となる事項				

改正案	現行																																								
様式6-2 ～ 様式6-9 (略)	様式6-2 ～ 様式6-9 (略)																																								
<p data-bbox="165 284 336 300">(法第79条ただし書関係)</p> <p data-bbox="833 277 954 296">様式6-10</p> <p data-bbox="409 365 703 394">飛行場外離着陸許可申請書</p> <p data-bbox="748 424 904 445">年 月 日</p> <p data-bbox="156 446 418 469">〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿</p> <table border="1" data-bbox="194 496 889 700"> <tr> <td data-bbox="194 496 360 624">氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名</td> <td data-bbox="360 496 889 624"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 624 360 700">緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号</td> <td data-bbox="360 624 889 700"></td> </tr> </table> <p data-bbox="206 727 848 774">航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、航空法第79条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p data-bbox="544 778 573 799">記</p> <table border="1" data-bbox="168 825 929 1433"> <tr> <td data-bbox="168 825 336 1054" rowspan="3">航空機</td> <td data-bbox="336 825 472 903">型式</td> <td data-bbox="472 825 929 903"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 903 472 981">国籍</td> <td data-bbox="472 903 929 981"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 981 472 1054">登録記号</td> <td data-bbox="472 981 929 1054"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1054 336 1131">離着陸の日時</td> <td colspan="2" data-bbox="336 1054 929 1131"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1131 336 1361">離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)</td> <td colspan="2" data-bbox="336 1131 929 1361"> <p data-bbox="409 1131 833 1203">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の区域）の実測図</p> <p data-bbox="409 1203 833 1276">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="409 1276 833 1361">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1361 336 1433">離着陸の理由</td> <td colspan="2" data-bbox="336 1361 929 1433"></td> </tr> </table>	氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名		緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号		航空機	型式		国籍		登録記号		離着陸の日時			離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)	<p data-bbox="409 1131 833 1203">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の区域）の実測図</p> <p data-bbox="409 1203 833 1276">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="409 1276 833 1361">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p>		離着陸の理由			<p data-bbox="1193 239 1370 256">(法第79条ただし書関係)</p> <p data-bbox="1883 236 2009 256">様式6-10</p> <p data-bbox="1447 328 1749 357">飛行場外離着陸許可申請書</p> <p data-bbox="1794 386 1957 406">年 月 日</p> <p data-bbox="1189 411 1451 434">〇〇空港事務所長 〇〇〇〇 殿</p> <table border="1" data-bbox="1225 461 1944 673"> <tr> <td data-bbox="1225 461 1397 595">氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名</td> <td data-bbox="1397 461 1944 595"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 595 1397 673">緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号</td> <td data-bbox="1397 595 1944 673"></td> </tr> </table> <p data-bbox="1240 700 1897 746">航空機が飛行場以外の場所に離着陸することについて、航空法第79条ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p data-bbox="1585 751 1615 772">記</p> <table border="1" data-bbox="1198 799 1984 1426"> <tr> <td data-bbox="1198 799 1370 1038" rowspan="3">航空機</td> <td data-bbox="1370 799 1512 877">型式</td> <td data-bbox="1512 799 1984 877"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 877 1512 957">国籍</td> <td data-bbox="1512 877 1984 957"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 957 1512 1038">登録記号</td> <td data-bbox="1512 957 1984 1038"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1038 1370 1115">離着陸の日時</td> <td colspan="2" data-bbox="1370 1038 1984 1115"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1115 1370 1355">離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)</td> <td colspan="2" data-bbox="1370 1115 1984 1355"> <p data-bbox="1447 1115 1883 1187">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の矩形部分）の実測図</p> <p data-bbox="1447 1187 1883 1260">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="1447 1260 1883 1345">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1198 1355 1370 1426">離着陸の理由</td> <td colspan="2" data-bbox="1370 1355 1984 1426"></td> </tr> </table>	氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名		緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号		航空機	型式		国籍		登録記号		離着陸の日時			離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)	<p data-bbox="1447 1115 1883 1187">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の矩形部分）の実測図</p> <p data-bbox="1447 1187 1883 1260">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="1447 1260 1883 1345">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p>		離着陸の理由		
氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名																																									
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号																																									
航空機	型式																																								
	国籍																																								
	登録記号																																								
離着陸の日時																																									
離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)	<p data-bbox="409 1131 833 1203">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の区域）の実測図</p> <p data-bbox="409 1203 833 1276">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="409 1276 833 1361">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p>																																								
離着陸の理由																																									
氏名又は名称 及び住所 並びに法人の場合は 代表者の氏名																																									
緊急に連絡を要する 場合の連絡先 及び電話番号																																									
航空機	型式																																								
	国籍																																								
	登録記号																																								
離着陸の日時																																									
離着陸の場所 (所在地を表示するほか、右に掲げる略図を添付すること)	<p data-bbox="1447 1115 1883 1187">離着陸地帯（特定の方向に向かって行う航空機の離陸又は着陸の用に供するため設けられる離着陸場の矩形部分）の実測図</p> <p data-bbox="1447 1187 1883 1260">離着陸地帯の最近の路面の状況（てん圧及び整地の程度、横断及び縦断こう配、凹凸及びき裂の有無、土質等）を示す図</p> <p data-bbox="1447 1260 1883 1345">進入区域、転移表面の投影図及び場周飛行を行う範囲内の障害物の位置及び高さ並びに人又は家屋の密集の程度を示す図</p>																																								
離着陸の理由																																									

改正案

事故を防止するための措置		
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日 時	
	経 路	
操縦者	氏 名	
	資 格	定期・事業用・自家用
その他参考となる事項		

現行

事故を防止するための措置		
飛行計画の概要	飛行の目的	
	日 時	
	経 路	
操縦者	氏 名	
	資 格	定期・事業用・自家用
その他参考となる事項		

改正案

現行

様式6-10-1

様式6-10-1

記 録 簿

記 録 簿

法第79条ただし書の許可申請

法第79条ただし書の許可申請

1. 申請者

所属・氏名		通報者名	
連絡先			

1. 申請者

所属・氏名		通報者名	
連絡先			

2. 航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

2. 航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

3. 離着陸の日時及び場所

日 時	
場 所	

3. 離着陸の日時及び場所

日 時	
場 所	

4. 離着陸地帯等の状況

(1) 離着陸地帯（接地帯）・安全区域の広さ及び路面状況

4. 離着陸地帯等の状況

(1) 離着陸地帯（接地帯）の広さ及び路面状況

(2) 障害物の状況（位置及び高さ）

(2) 障害物の状況（位置及び高さ）

5. 灯火施設の有無（仮想表面・仮想離着陸地帯の場合は夜間使用不可。）

有り 無し

5. 灯火施設の有無（仮想表面・仮想離着陸地帯の場合は夜間使用不可。）

有り 無し

6. 操縦者の氏名及び資格

6. 操縦者の氏名及び資格

7. 目的 災害に対する支援活動 緊急着陸後の再離陸

7. 目的 災害に対する支援活動 緊急着陸後の再離陸

8. その他参考となる事項

8. その他参考となる事項

9. 処 分

月 日 時 分	許 可 番 号	号
許可 不許可	担 当 者	

9. 処 分

月 日 時 分	許 可 番 号	号
許可 不許可	担 当 者	

改正案

様式6-11

場外離着陸場の現況点検表

場外離着陸場	名称	標高
	場所	離着陸地帯の方位
	土地所有者 (又は土地管理者)	(連絡先電話番号)
	管理者	(連絡先電話番号)
	管理人	(連絡先電話番号)

点検事項	点検結果
1 土地使用の許可期限及び条件	
2 離着陸地帯(接地帯)の状況	
(1) 長さ	
(2) 幅	
(3) 表面(整地状況、強度)	
(4) 縦断勾配	%
(5) 横断勾配	%
3 安全区域の状況 (垂直離着陸飛行機又はマルチローターに限る。)	
(1) 長さ	
(2) 幅	
(3) 縦断勾配	%
(4) 横断勾配	%
4 PPSの状況 (垂直離着陸飛行機又はマルチローターに限る。)	
5 進入区域及び進入表面の状況	
6 水平表面の状況 (飛行機(垂直離着陸飛行機を除く。))に限る。)	
7 転移表面の状況	
8 安全対策の状況	
(1) 立入禁止の方法	
(2) 離着陸地帯の極近くへの進入区域の状況	
(3) 砂塵防止の方法	
(4) 病院等の状況	
9 その他	
(1) 前回許可期間中の使用実績	
(2) 点検実施年月日	
点検者の所属及び住所	
氏名	

様式6-12 ~ 様式7 (略)

現行

様式6-11

場外離着陸場の現況点検表

場外離着陸場	名称	標高
	場所	離着陸地帯の方位
	土地所有者 (又は土地管理者)	(連絡先電話番号)
	管理者	(連絡先電話番号)
	管理人	(連絡先電話番号)

点検事項	点検結果
1 土地使用の許可期限及び条件	
2 離着陸地帯の状況	
(1) 長さ	
(2) 幅	
(3) 表面(整地状況、強度)	
(4) 縦断勾配	%
(5) 横断勾配	%
3 進入区域及び進入表面の状況	
4 水平表面の状況 (飛行機の場合に限る。)	
5 転移表面の状況	
6 安全対策の状況	
(1) 立入禁止の方法	
(2) 離着陸地帯の極近くへの進入区域の状況	
(3) 砂塵防止の方法	
(4) 病院等の状況	
7 その他	
(1) 前回許可期間中の使用実績	
(2) 点検実施年月日	
点検者の所属及び住所	
氏名	

様式6-12 ~ 様式7 (略)